

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課を廃止し、同部事業政策課の所掌事務を変更すること。
(第九十三条関係)

二 総合通信基盤局電気通信事業部に消費者行政第二課を新設し、同部消費者行政課の所掌事務を変更するとともに、同課の名称を消費者行政第一課に変更すること。
(第九十七条及び第九十八条関係)

三 総合通信基盤局電波部衛星移動通信課を廃止し、同課の所掌事務を基幹通信課に移管するとともに、同課の名称を基幹・衛星移動通信課に変更すること。
(第百条及び第百二条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)